

令和6年度

新規電源開発地点検討支援業務

特記仕様書（案）

令和6年5月

長野県企業局

電気事業課

第1章 総則

1 適用

本特記仕様書は、長野県企業局電気事業課が実施する「令和6年度 新規電源開発地点検討支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本特記仕様書に明記されていない事項でも本委託業務遂行上当然必要と思われる事項等については、受託者の責任において完備するものとする。

2 業務目的

本業務は、県が事業性評価を実施した地点について、今後「長野県企業局公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）」で発注するため、事業性評価の精査及び発注に必要な図面の作成を行うものである。

3 業務概要

事業性評価 5か所

安曇野市、川上村、南牧村、長和町、飯島町

4 履行期間

契約日から令和7年3月17日（月）まで

5 適用規格

本業務に係る設計は、以下の基準・規格に基づき行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準及び同解釈
- (2) 発電用水力設備技術基準及び同解釈
- (3) 水門鉄管技術基準
- (4) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (5) 日本工業規格（JIS）
- (6) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (7) 電気協同研究会
- (8) その他関係基準・規格

6 業務対象地域

本業務の対象地域は、下記のとおりとする。

- (1) 安曇野市地点 長野県安曇野市
- (2) 川上村地点 長野県南佐久郡川上村
- (3) 南牧村地点 長野県南佐久郡南牧村
- (4) 長和町地点 長野県小県郡長和町
- (5) 飯島町地点 長野県上伊那郡飯島町

なお、詳細については「守秘義務対象開示資料」として配布するため、配布を求める者は別紙「守秘義務対象開示資料提供申込書（様式2-1号）」及び「守秘義務に関する誓約書（様式2-2号）」を提出すること。また、「守秘義務対象開示資料提供申込書（様式2-1号）」及び「守秘義務に関する誓約書（様式2-2号）」を提出していない者に対して「守秘義務対象開示資料」を開示する場合は別紙「第二次被開示者への資料開示通知書（様式2-3号）」を提出すること。

7 疑義の協議

この特記仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、監督員に協議し、監督員の指示を受けること。

第2章 新規電源開発地点検討支援業務に関する事項

1 業務内容

(1) 打ち合わせ、協議、報告

着手時、中間及び完了時1回を原則とする。なお、打合せ場所については、長野県企業局電気事業課（長野県庁）を想定している。

(2) 現地調査

各地点において取水地点、水路、発電所地点及び放水地点等について監督員と共に現地踏査を行い、状況を把握する。

(3) 事業性評価の精査

県が実施した事業性評価について以下の項目について精査し、必要に応じ見直し・提案を行う。

ア 流況資料、河川維持流量

イ 施設の配置計画（取水口、水圧管路、発電所位置）

ウ 取水位、放水位（測量により確認）

エ 発電規模（最大出力、最大使用水量、有効落差等）及び電力量

オ 事業費

(4) 概略計画図書作成

次に掲げる概略計画図書を作成する。

ア 施設配置の全体平面図

イ 水路断面図（水路縦断面図、取水口地点及び発電所予定地の河川横断面図）

ウ その他、必要な図面（仮設計画図等）

(5) 報告書作成

(3) で行った事業性評価について各地点まとめる。

2 その他

(1) 県が実施した事業性評価に係る資料（流量観測資料、水路ルート及び施設配置イメージ図、事業性試算、現地写真等）については貸与するものとする。

(2) 事業費の算定に当たっては機器の見積りを徴取する等、より実態に近い工事費を算出すること。

(3) 事業性評価の精査を行う5か所のうち3か所については12月までに事業性評価の精査及び図面の作成を完了させること。なお、対象の3か所については協議による。

第3章 雑則

1 安全管理

(1) 作業実施にあたり、水陸交通の妨害や公衆への迷惑が生じないように、受注者の責任において十分な管理に努めなければならない。

(2) 作業実施にあたり、必要に応じてヘルメット・救命胴衣等を着用するなど、安全に留意しなければならない。

(3) 雨天のもとでの作業実施の場合は特に、安全や健康管理に十分配慮しなければならない。

2 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品に係る実施要領及び長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等は別添のとおり

電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定、平成 31 年 3 月 8 日一部改定)

(目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事における C A L S / E C の推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第 2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第 3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。実施内容として次により区別するものとする。

- ・受注希望型競争入札による工事等：電子納品を原則とする
- ・参加希望型競争入札による工事等：協議により電子納品又は紙納品を選択

2 中小規模の工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定める I T アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

(対象成果品)

第 4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第 3 章～第 3 章の 7 に該当するもの）

(経費の取り扱い)

第 5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第 11 で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準)

第 6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)[土木工事編][業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

①着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウイルス対策方法について確認を行う。

②検査・納品前協議

竣工検査(完了検査)・納品前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査・納品前協議チェックシート」を用いて実施する。

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体(CD-R・DVD-R)	2部(正・副)
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部(その他協議による)
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類

電子媒体(CD-R・DVD-R) 2部(正・副)

紙成果物が必要な場合は、別途必要経費を計上するものとする。

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

(電子納品の検査)

第 12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第 13 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t (ジョリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト (64 文字) までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

【別記】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成31年4月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品等要領 | 平成28年3月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領 | 平成28年3月 |
| ・ CAD製図基準 | 平成29年3月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準 | 平成28年3月 |
| ・ 測量成果電子納品要領 | 平成30年3月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領 | 平成28年10月 |

ガイドライン類

- | | |
|--------------------------|---------|
| ・ 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】 | 平成30年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【業務編】 | 平成30年3月 |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン | 平成29年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 平成30年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 平成30年3月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[業務編] | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・ 国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・ OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」
http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/
- 関東地方整備局「CALS/EC ホームページ」:
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/